

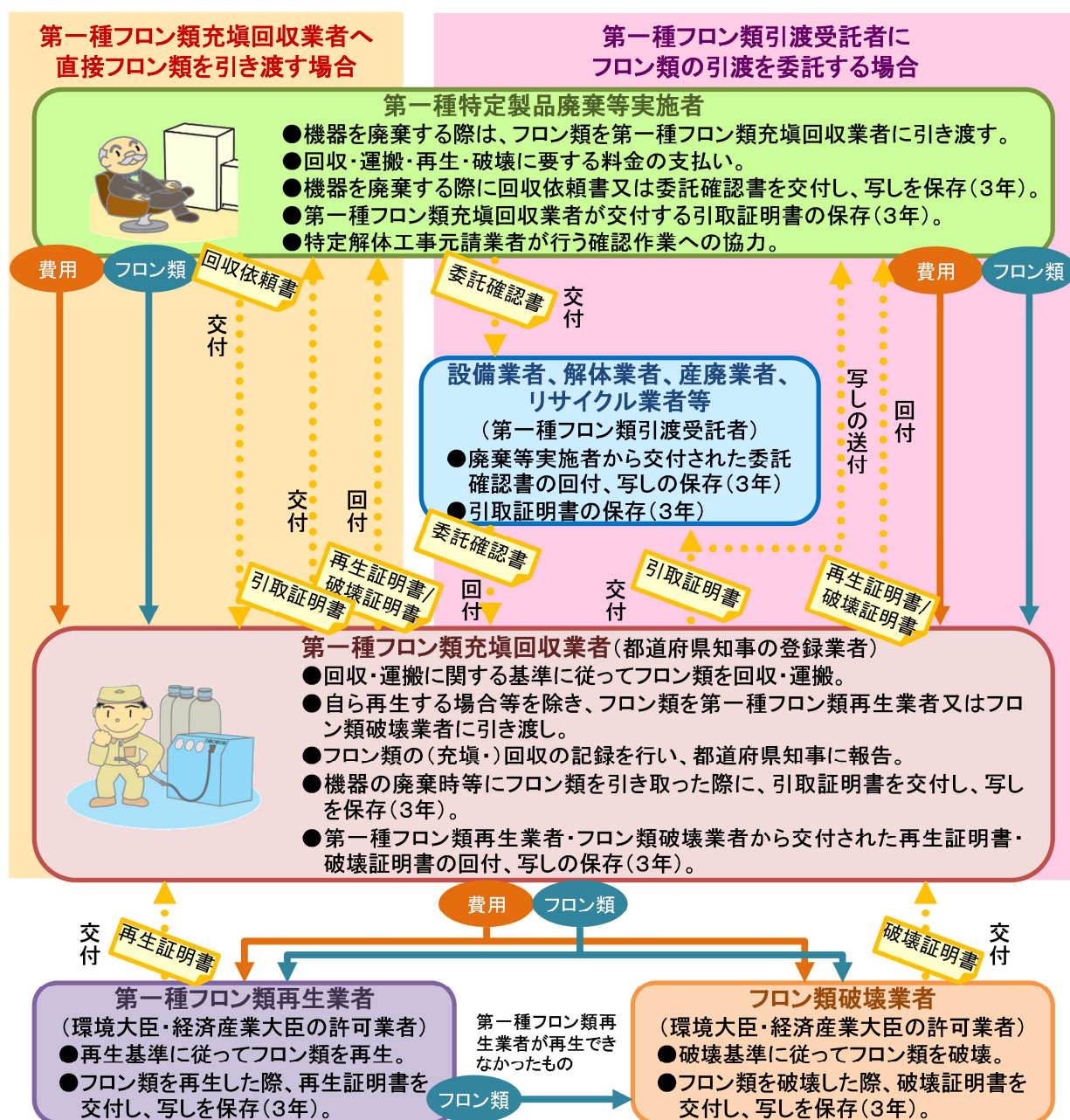
第4章 第一種特定製品の廃棄時等におけるフロン類の引渡し(廃棄等実施者)

【全体説明】

第一種特定製品の廃棄等を実施する管理者(第一種特定製品廃棄等実施者)は、(1)のとおり、「第一種フロン類充填回収業者」にフロン類を引き渡すか、建物解体業者等にフロン類の引渡しを委託する必要がある。

また、フロン類の引渡しにあたっては、(2)のとおり、行程管理制度に従い、引渡し方法に応じて、回収依頼書・委託確認書の交付及びその写しの保存、第一種フロン類充填回収業者から交付される引取証明書の保存を行う必要がある。また、引取証明書の交付又は送付がなされないときは、その旨を都道府県知事へ報告する必要がある。

図 18 機器廃棄時等におけるフロン類の引渡しの流れ



(1) 第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡し

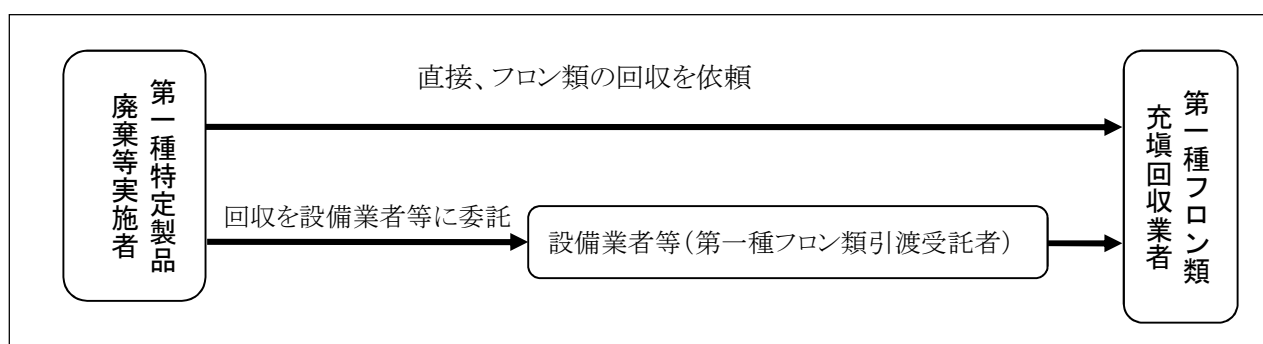
法第 41 条 第一種特定製品の廃棄等を行おうとする第一種特定製品の管理者(以下「第一種特定製品廃棄等実施者」という。)は、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類充填回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を引き渡さなければならない。

【解説】

第一種特定製品の廃棄等※を実施する管理者(第一種特定製品廃棄等実施者)は、フロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡すか、フロン類の引渡しを建物解体業者等に委託する必要がある。

※ 「廃棄等」とは、機器を廃棄すること又は機器を原材料や他の製品の部品にリサイクルする目的で譲渡することをいう。機器を中古品としてそのまま再利用(リユース)するために譲渡する場合には「廃棄等」に該当しない。

図 19 第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡し方法



(2) 第一種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等(行程管理制度)

- 法第 43 条 第一種特定製品廃棄等実施者は、その第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を自ら第一種フロン類充填回収業者に引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種フロン類充填回収業者に次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。
- 一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
 - 二 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数
 - 三 引渡しを受ける第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称及び住所
 - 四 その他主務省令で定める事項
- 2 第一種特定製品廃棄等実施者は、その第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを他の者に委託する場合(当該フロン類の引渡しに当たって当該フロン類に係る第一種特定製品を運搬する場合において、当該第一種特定製品の運搬のみを委託するときを除く。)において、当該引渡しの委託に係る契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該引渡しの委託を受けた者に次に掲げる事項を記載した書面(以下この条及び次条第1項において「委託確認書」という。)を交付しなければならない。
- 3 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一項の規定による書面の交付又は前項の規定による委託確認書の交付をする場合においては、当該書面の写し又は当該委託確認書の写しをそれぞれ当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。
- 4 第一種特定製品廃棄等実施者から第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しの委託を受けた者(当該委託に係るフロン類につき順次行われる第一種フロン類充填回収業者への引渡しの再委託を受けた者を含む。以下「第一種フロン類引渡受託者」という。)は、当該委託に係るフロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする場合(当該フロン類の引渡しに当たって当該フロン類に係る第一種特定製品を運搬する場合において、当該第一種特定製品の運搬のみを委託するときを除く。)には、あらかじめ、当該第一種特定製品廃棄等実施者に対して当該引渡しの再委託を受けようとする者の氏名又は名称及び住所を明らかにし、当該第一種特定製品廃棄等実施者から当該引渡しの再委託について承諾する旨を記載した書面(主務省令で定める事項が記載されているものに限る。)の交付を受けなければならない。この場合において、当該第一種特定製品廃棄等実施者又は当該第一種フロン類引渡受託者は、それぞれ、当該交付をした書面の写し又は当該交付を受けた書面を当該交付をした日又は当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。
- 5 第一種フロン類引渡受託者は、当該委託に係るフロン類の引渡しの再委託に係る契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る委託確認書に当該引渡しの再委託を受けた者の氏名又は名称及び住所その他の主務省令で定める事項を記載し、当該引渡しの再委託を受けた者に当該委託確認書を回付しなければならない。
- 6 第一種フロン類引渡受託者は、当該委託に係るフロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る委託確認書に主務省令で定める事項を記載し、当該第一種フロン類充填回収業者に当該委託確認書を回付しなければならない。
- 7 第一種フロン類引渡受託者は、前二項の規定による委託確認書の回付をする場合においては、当該委託確認書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

第一種特定製品廃棄等実施者による第一種フロン類充填回収業者への書面の交付等

- 施行規則第 28 条 法第 43 条第1項の規定による書面の交付は、次により行うものとする。
- 一 引渡しを受ける第一種フロン類充填回収業者が二以上である場合にあっては、第一種フロン類充填回収業者ごとに交付すること。
 - 二 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称及び住所が書面に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。
 - 三 フロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡す際に交付すること。

第一種特定製品廃棄等実施者の書面の記載事項

- 施行規則第 29 条 法第 43 条第1項第4号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 書面の交付年月日
 - 二 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の所在
 - 三 引渡しを受ける第一種フロン類充填回収業者の登録番号

第一種特定製品廃棄等実施者による第一種フロン類引渡受託者への委託確認書の交付

施行規則第 30 条 法第 43 条第2項の規定による委託確認書の交付は、次により行うものとする。

- 一 引渡しを委託を受けた者が二以上である場合にあっては、引渡しを委託を受けた者ごとに交付すること。
- 二 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数並びに引渡しを委託を受けた者の氏名又は名称及び住所が委託確認書に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

第一種特定製品廃棄等実施者の委託確認書の記載事項

施行規則第 31 条 法第 43 条第2項第4号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 委託確認書の交付年月日
- 二 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の所在

第一種特定製品廃棄等実施者の書面の写し等の保存期間

施行規則第 32 条 法第 43 条第3項の主務省令で定める期間は、3年とする。

再委託について承諾する旨を記載した書面の記載事項

施行規則第 33 条 法第 43 条第4項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- 二 引渡しを委託したフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数
- 三 引渡しを委託したフロン類が充填されている第一種特定製品の所在
- 四 フロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする第一種フロン類引渡受託者の氏名又は名称及び住所
- 五 承諾の年月日
- 六 第一種フロン類引渡受託者からフロン類の引渡しの再委託を受けた者(第 35 条第1号及び第 36 条第1号において「第一種フロン類引渡再受託者」という。)の氏名又は名称及び住所

再委託について承諾する旨を記載した書面の保存期間

施行規則第 34 条 法第 43 条第4項の主務省令で定める期間は、3年とする。

第一種フロン類引渡受託者による第一種フロン類引渡再受託者への委託確認書の回付

施行規則第 35 条 法第 43 条第5項の規定による委託確認書の回付は、次により行うものとする。

- 一 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類引渡再受託者の氏名又は名称及び住所が委託確認書に記載された事項と相違がないことを確認の上、回付すること。
- 二 法第 43 条第4項の規定により交付を受けた再委託について承諾する旨を記載した書面の写しを添付し、回付すること。

第一種フロン類引渡受託者がフロン類の引渡しを再委託する際の委託確認書の記載事項

施行規則第 36 条 法第 43 条第5項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第一種フロン類引渡再受託者の氏名又は名称及び住所
- 二 委託確認書の回付年月日

第一種フロン類引渡受託者による第一種フロン類充填回収業者への委託確認書の回付

施行規則第 37 条 法第 43 条第6項の規定による委託確認書の回付は、次により行うものとする。

- 一 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称及び住所が委託確認書に記載された事項と相違がないことを確認の上、回付すること。
- 二 法第 43 条第4項の規定に基づくフロン類の引渡しの再委託が行われた場合には、同項の規定により交付を受けた再委託について承諾する旨を記載した書面の写しを添付し、回付すること。

第一種フロン類引渡受託者がフロン類を引き渡す際の委託確認書の記載事項

施行規則第 38 条 法第 43 条第6項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 委託確認書の回付年月日 二 引渡しを受ける第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号

第一種フロン類引渡受託者の委託確認書の写しの保存期間

施行規則第 39 条 法第 43 条第7項の主務省令で定める期間は、3年とする。

【概要】

フロン類の行程管理のため、第一種特定製品廃棄等実施者は、引渡し方法に応じて、行程管理票(回収依頼書、委託確認書、再委託承諾書)の交付及びその写しの保存、第一種フロン類充填回収業者から交付される引取証明書の保存を行う必要がある。

【解説】

① 引渡し方法ごとの交付・保存する書面

引渡し方法ごとの交付・保存する書面は次のとおりである。

表 29 フロン類の引渡し方法と交付する書類、保存する書類

フロン類の引渡し方法	交付する書類	保存する書類 (※保存期間は3年間)
第一種フロン類充填回収業者に引き渡す場合(図 20)	・回収依頼書	・回収依頼書の写し ・引取証明書(第一種フロン類充填回収業者から交付)
フロン類の引渡しを設備業者等(第一種フロン類引渡受託者)に委託する場合(図 21)	・委託確認書	・委託確認書の写し ・引取証明書の写し(第一種フロン類充填回収業者から送付)
引渡しを再委託する場合(図 22)	・委託確認書 ・再委託承諾書	・委託確認書の写し ・再委託承諾書の写し ・引取証明書の写し(第一種フロン類充填回収業者から送付)

② 書面の記載事項

各書面については、施行規則に定められた以下の事項が含まれていれば、様式は問わない。

なお、法令で定める事項を満たした書面の様式は、例えば一般財団法人日本冷媒・環境保全機構が発行するものがあるので参考にされたい。<http://www.jreco.or.jp/koutei.html>

表 30 書面の記載事項

書面の種類	記載事項
回収依頼書	○ 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所 ○ 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数 ○ 引渡しを受ける第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称及び住所 ○ 書面の交付年月日 ○ 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の所在 ○ 引渡しを受ける第一種フロン類充填回収業者の登録番号
委託確認書	○ 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所 ○ 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数 ○ 引渡しの委託を受けた者の氏名又は名称及び住所 ○ 委託確認書の交付年月日 ○ 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の所在
再委託承諾書	○ 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所 ○ 引渡しを委託したフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数 ○ 引渡しを委託したフロン類が充填されている第一種特定製品の所在 ○ フロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする第一種フロン類引渡受託者の氏名又は名称及び住所 ○ 承諾の年月日 ○ 第一種フロン類引渡受託者からフロン類の引渡しの再委託を受けた者(第一種フロン類引渡再受託者)の氏名又は名称及び住所

③ 引渡し、引渡しの委託等の流れ

図 20 直接フロン類を引き渡す場合

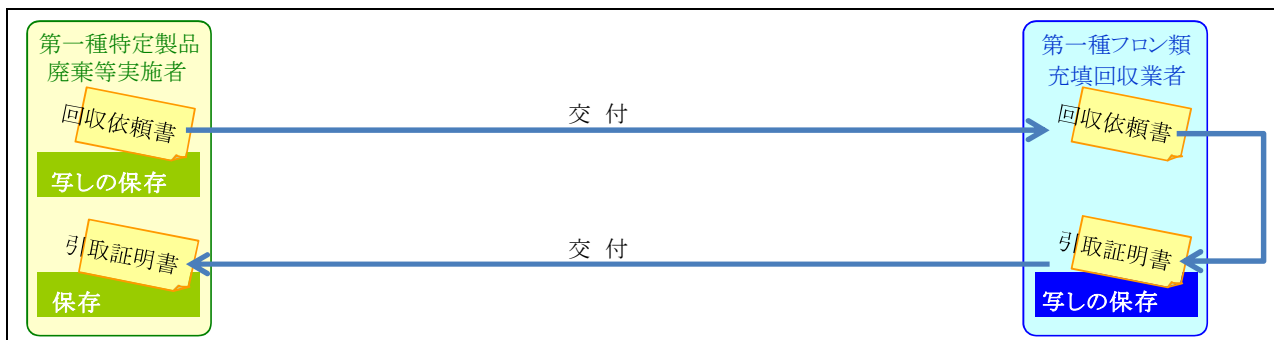


図 21 フロン類の引渡しを委託する場合(引渡受託者がフロン類を引き渡す場合)

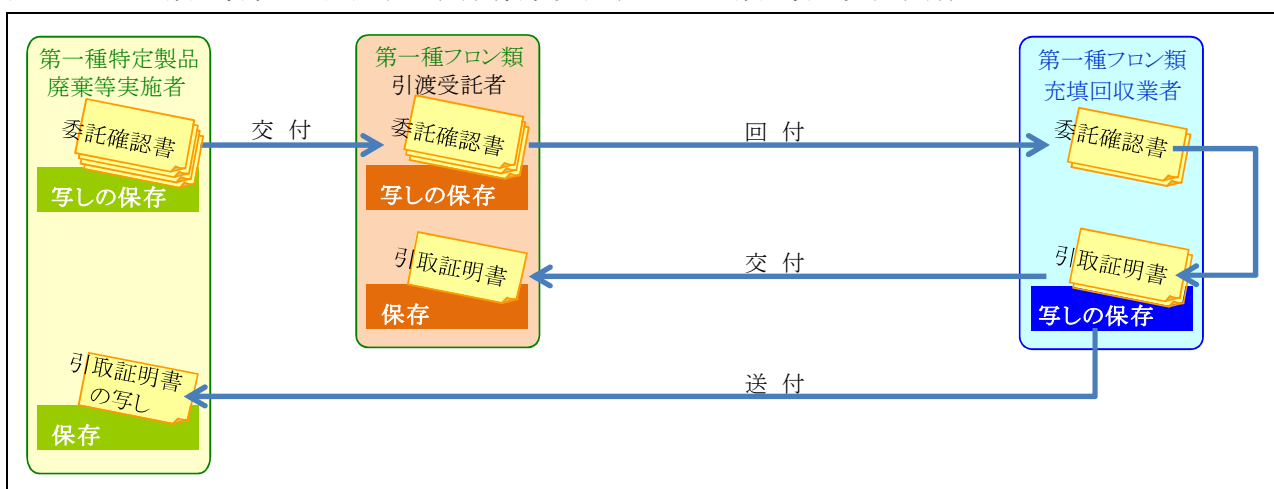
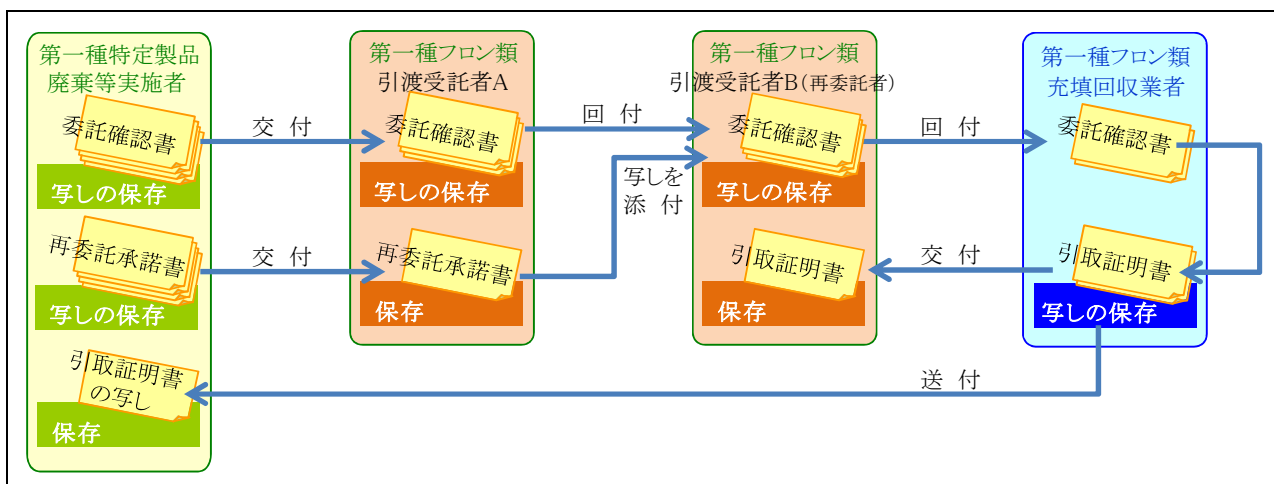


図 22 フロン類の引渡しを委託する場合(引渡受託者(一次受託者)がフロン類の引渡しの再委託を実施する場合)



(3) 引取証明書の交付がなされない場合等の報告

法第 45 条
4 第一種特定製品廃棄等実施者は、主務省令で定める期間内に、第1項の規定による引取証明書の交付若しくは第2項の規定による引取証明書の写しの送付を受けないとき、又は第1項若しくは第2項に規定する事項が記載されていない引取証明書若しくは引取証明書の写し若しくは虚偽の記載のある引取証明書若しくは引取証明書の写しの交付若しくは送付を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

【概要】

第一種特定製品廃棄等実施者は、①所定の期間内に引取証明書(又は引取証明書の写し)が交付(又は送付)されない場合、②引取証明書(又は引取証明書の写し)の記載事項に不備がある場合、③引取証明書(又は引取証明書の写し)に虚偽記載がある場合は、都道府県知事に報告する必要がある。

表 31 フロン類の引渡し方法ごとの交付書類及び保存書類(再掲)(下線の書面交付(送付)がない場合等に、都道府県知事に通知する。)

フロン類の引渡し方法	交付する書類	保存する書類 (※保存期間は3年間)
第一種フロン類充填回収業者に引き渡す場合	・回収依頼書	・回収依頼書の写し ・ <u>引取証明書(第一種フロン類充填回収業者から交付)</u>
フロン類の引渡しを設備業者等(第一種フロン類引渡受託者)に委託する場合	・委託確認書	・ <u>委託確認書の写し</u> ・ <u>引取証明書の写し(第一種フロン類充填回収業者から送付)</u>
引渡しを再委託する場合	・委託確認書 ・再委託承諾書	・委託確認書の写し ・再委託承諾書の写し ・ <u>引取証明書の写し(第一種フロン類充填回収業者から送付)</u>

【解説】

① 所定の期間内に交付(又は送付)されない場合

所定の期間内とは、回収依頼書又は委託確認書の交付の日から 30 日である。ただし、建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する建設工事の契約に伴い委託確認書を交付する場合には、委託確認書の交付の日から 90 日である。

② 記載事項に不備がある場合

引取証明書に含まれているべき記載事項とは次のとおりである。

表 32 引取証明書に含まれているべき記載事項

一	第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
二	引き取ったフロン類が充填されていた第一種特定製品の種類及び数
三	フロン類の引取り前の第一種特定製品の所在
四	フロン類を引き取った第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
五	引取証明書の交付年月日
六	フロン類の引取りを終了した年月日
七	引き取ったフロン類の種類ごとの量

③ 都道府県知事への報告方法

都道府県知事への報告は、速やかに回収依頼書の写し又は委託確認書の写しを提出して行う。